藤沢市公共工事等の指名競争入札等における参加者選定基準

制 定 平成13年3月30日

改 正 平成16年7月 1日

改 正 平成20年4月 1日

改 正 平成22年4月 1日

改 正 平成25年4月 1日

(目的)

第1条 この基準は、藤沢市契約規則(昭和37年藤沢市規則第46号)第18条の規定に基づき、藤沢市契約事務等取扱規程(昭和39年藤沢市訓令甲第9号。以下「規程」という。)第9条に定める指名基準の細則を定めるもののほか、この市が発注する工事の指名競争入札及び随意契約における参加者の選定について必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な契約の執行を図ることを目的とする。

(選定の基準)

- 第2条 規程第9条第1号に定める指名競争入札参加者(以下「入札参加者」という。)の数は、工事設計金額区分ごとの最低の数に2を加えた数以上とする。ただし、競争入札参加資格者登録を受けた者(以下「登録者」という。)が当該数に満たない場合、又は災害に伴う応急工事で特に緊急を要する工事については、この基準によらないことができる。
- 2 規程第9条第2号の規定により、発注工事金額に対応する等級に格付をされた者(以下「等級格付者」という。)及び当該等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者のうちから入札参加者を選定する場合は、等級格付者を半数以上とし、入札参加機会の公平性を勘案する。この場合において、直近下位の等級に格付けされた者は、前年度優良工事被表彰者又は当該年度工事の成績優良者とする。
- 3 等級格付をされていない工種の工事においては、当該工事の経営事項審査結果 通知書の総合評点等を参考にして選定する。
- 4 第1項前段及び前2項の規定を適用しない規程第9条第3号に定める等級による格付の規定を適用しない特別な技術を要する工事に係る契約その他特殊な場合の契約とは、次のような工事をいう。
- (1) 高度又は特殊な技術を必要とする橋梁、隧道、水門等の工事

- (2) 製作者、施工者が限定されている機械、電気等の設備工事
- (3) 工事施工箇所の特殊性により選定業者数の確保が困難である工事
- (4) 登録者の数に比較して工事件数の特に少ない塗装その他の専門工種の工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に類する工事
- 第3条 前条の規定によるもののほか、入札参加者の選定(以下「指名」という。) をするときは、次の各号に掲げる規程第9条第4号に定める事項及びその他の事 項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 不誠実な行為の有無 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、指名しないものとする。
 - ア 本市発注工事に係る請負契約に関し、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項に該 当し、当該状態が継続し請負者として不適当と認められる場合
 - (ア) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。
 - (イ) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、 関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であること が明確であること。
 - イ 神奈川県建設工事暴力団対策協議会その他の関係機関から、暴力団が介在 し、公共工事の請負契約の相手方として適当でないとして通知を受けた場合
 - (2) その他の信用状況 手形交換所による取引停止処分、会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請等の事実があり、客観的に経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないものとする。
 - (3) 手持工事の状況 現在の手持工事の件数、技術職員数及び当該年度の受注状 況を総合的に勘案して指名するものとし、指名が特定の入札参加者に偏らないよう配慮するものとする。
 - (4) 当該工事施工についての技術的適否 次のアからウに掲げる事項を総合的 に勘案して指名するものとする。
 - ア 当該工事と同種又は同種相当の工事の施工実績
 - イ 当該工事と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績
 - ウ 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無
 - (5) 地元業者の育成 登録者の地理的条件を考慮するものとし、原則として次の

アからクに掲げる順に指名するものとする。

- ア 工事施工箇所を中心とする地域のこの市の区域内(以下「市内」という。) に本店を有する登録者
- イ アの地域に隣接する地域の市内に本店を有する登録者
- ウ 市内に本店を有する業者で、ア又はイに該当しない登録者
- エ 市内に支店又は支店に準ずる営業所(常時建設工事の請負契約を締結する 事務所をいう。以下「営業所」という。)を有する登録者(以下「準市内登録 者」という。)で、神奈川県の区域内(以下「県内」という。)に本店を有す るもの。
- オ 準市内登録者で、神奈川県の区域外に本店を有するもの。
- カ アからオに掲げるもののほか、県内に本店を有する登録者
- キ アからオに掲げるもののほか、県内に支店又は営業所を有する登録者
- ク アからキに掲げるもののほか、日本国内に本店を有する登録者
- (6) 指名停止の状況 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年 7 月 1 日施行)に基づく指名停止期間中は、指名しないものとする。
- (7) 指名の状況 特定の入札参加者に偏ることなく受注機会の均等が図られるよう十分配慮するものとする。
- (8) 安全管理及び労働福祉の状況 次のアからエに定めるところにより判定するものとする。
 - ア 施工中の工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署その他の 官公署からの指導があり、当該指導に基づく改善を行わない状況が継続して いる場合であって、明らかに請負者として不適当と認められるときは、指名 しないものとする。
 - イ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該通報の状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当と認められるときは、指名しないものとする。
 - ウ 退職一時金制度(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項 に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。)又は中小企業退職金共済 法(昭和34年法律第160号)に基づく建設業・清酒製造業・林業退職金共 済組合との建設業退職金共済契約締結の有無を十分勘案して指名するものと する。

- エ 労働災害の防止を目的とした建設業労働災害防止協会への加入の有無を十 分勘案して指名するものとする。
- (9) 特定建設業の許可の有無 当該工事の施工に当たり、その一部を建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条で定める金額以上となる下請契約を締結して施工する可能性がある場合にあっては、建設業法第15条に定める特定建設業の許可の有無を勘案して指名するものとする。

(随意契約等)

- 第4条 随意契約における見積書を徴すべき見積者の数は、次の各号の随意契約の 区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。
- (1) 見積合せによるもの 3以内
- (2) 技術競争によるもの 3以上10以内
- 2 受注希望募集型指名競争入札の実施に当たっては、原則としてこの基準に定めるもののほか、藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領(平成 13 年 4月1日施行)によるものとする。

(準用)

第5条 この基準は、製造の請負、測量等の委託及び業務の委託の契約に準用する。 附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。